

広報しながわ

区内の交通事故		
	2月	1~2月
件数	57件	111件
死亡	3名	4名
重傷	4名	9名
軽傷	62名	123名

大気汚染の状況		
測定項目	測定場所	区役所前(2月)
	SO ₂	NO ₂
平均値	0.013ppm	0.046ppm
最高値	0.06 ppm	0.085ppm
最低値	0.00 ppm	0.026ppm
環境基準、1日平均値	0.04 ppm	0.06 ppm
上記基準達成日数	25日	22(0)日
達成率	100%	95.7(0)%
ただし()内は昭和53年7月11日以前の基準0.02ppmによる		



品川区児童問題調査会より区長あてに答申が提出されました(3月30日 品川文化会館にて)

品川の子どもの生活と人権を守り ゆたかな未来をつくるために 品川区児童問題調査会が区長に答申

答申の考え方

区では、子どもの健全な発達と家庭、地域のあり方ならびに行政の役割について適切な方向を探るため、55年2月、品川区児童問題調査会(座長 佐藤 進 日本女子大学教授)に検討を依頼していましたが、去る3月30日区長あてに答申が提出されました。

区では、今後この答申を児童行政の施策の中に生かしていくこととなりますので、そのあらましをお知らせします。

調査会は、区長から依頼された「子どもの健全な発達と家庭、地域のあり方ならびに行政の役割」について、①子どもの生活(体力づくり・教育をめぐり、諸問題・福祉と医療) ②家庭、地域と行政の関連(児童施設・幼稚園と保育園の関連・青少年対策)について調査検討した。

調査会では、「品川の子どもの人権尊重を実現するために、とりわけ不可欠の基礎的な自然的生活環境および社会的環境の悪化が、子どもの情操やその発展、創造能力を阻害しているならば、第一に基本的人権を阻害している諸要因の発生を予防する」ことを第一と、提言した。

提言

地域社会と行政施策 — 今後の方向 —

基本的方向

品川の子どもをとりまく都市環境は良好でない。これを改善し、子どもが健康で子どものもつ可能性を開花できる社会を創ることは、すべての区民の願いであり責務である。子どもの未来を考え、共に歩み、可能性をひき出すことは、まずもって親と社会の責任であると言えよう。しかし、複雑な社会は個々の努力を困難にしているが、それを理由にすべてを行政の責任とするのは正しいとは言えず、区民と区政担当者の共同作業として追求されるべきことである。

(提言)

①子どもに最適な環境は、すべての人間にとって最適な環境であること ②子どもの生存と発達、社会的連帯によって保障されること ③区民の自発的

子どもの生活圏構想の実現

一応の基準として小学校区を子どもの生活圏ととらえ、種々の施設、機関の重層的な配置と、区民意思の反映した運営が望まれる。

(提言)

①児童施設の配置と規模のみならず、(施設配置基準を作り地域の偏りのない配置・不足地域への対応・児童センターの地域実情にあった設置・学童保育クラブの児童センター併設) ②地域に開かれた学校づくりを(不用教室は小規模図書館、集

会室として開放・地域実情に合った個性的教育計画の作成・全小中学校校庭や関連施設の開放と自主運営の組織づくり) ③児童センターを核とする「子ども生活圏会議」の設置を ④高次の子ども生活圏施設の整備を(大井町頭などにキャンプや宿泊場の設置・ボランティアの子どもむけ上演ホール設置)

子どもの健康と福祉・医療

子どもの健康は、生活環境、保育、教育条件、福祉、医療体制の問題として総合的検討が必要であり、このための地域のもつ保育力、教育力を回復させ、家庭と地域と行政の総力をあげた取り組みが必要である。

(提言)

①子どもの健康、体力づくりの体制の組織化を(学校における「健康自覚調査」を全区的規模で実施・区社会教育委員会設置) ②品川の子どもの体力到達目標を設定・答申の施策化・情報センター設置により、区にある統計資料等の公開・子どもの代表も加えて「子どもの健康会議」の設置・「子どもの健康と体力のマスタープラン」の策定) ③子どもの心と体を守る体制づくりを(品川子ども白書(仮称)の刊行・「子ども生活圏会議」で地域全体の健全育成の体制づくり・各種児童相談機関と児童センター職員との連携による地域カウンセリング機能の強化・保健婦の研修充実による乳幼児健診の向上・「健康カルテ」作成で乳幼児健診結果を中学まで連続して確保・保健所の有害食品発見、規制の努力と子どもの食生活健康保持への寄与・公害病の早期発見と地域ぐるみで子どもを公害から守る体制づくり)

心身障害児の福祉と医療の充実

区と区民は心身障害児へ特段の配慮をし、地域社会とともに形成する努力を欠いてはならない。当面改善すべき点として次のものがある。

①地域施設の改善と連帯(児童センターの施設構造の障害児むけ改良・諸行事は、健康児との交流、連帯の深まる工夫) ②地域の子どもとともに学べる体制づくり(就学前児童は、幼稚園保育園とも混合保育へ教育の実施と条件整備・地域の学校に、より機能を充実させた「障害児学級」設置・就学相談は早期、常時実施・教育センターの充実で常時相談体制確立・卒業後や親なき後のケアの充実を、歯科医療は関係医療団体の協力体制で、障害児の親の自助的協力体制の育成を)

子どもの人権、生活保障の行政運営

区民の知恵と創造性の発揮で地域全体の子どもの発達が向上するよう行政運営の改善が必要である。

①開かれた区政へむけて努力を(情報センターの設置と「生活環境指標」の作成で施策の合理的根拠を・区とボランティアとの定期的意見交換、施策への反映を・「ボランティア情報センター」設置で、区民相互の交流の相互交流とPRの充実、選任基準の見直し) ③子どものライフスタイルに対応した「ライフサイクル計画」の作成 ④問い合わせ 児童福祉課へ

「学童保育クラブ」
保育料を7月から
1人月額2千円
納めていただきます

保育料の内容

一 一人月額三千円、ただし、五十六年度は七月分から徴収し、月額二千円とする

二 学童保育クラブに、同一世帯で二人以上入会している場合、二人目からは半額とする

三 生活要保護世帯など、生活に困っている家庭に対しては、保育料を免除することなど、いうものです。

問い合わせ 児童福祉課へ

